

平成28年(国)第5086号

平成29年10月31日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(3)記載の原処分
に付随する時効消滅に係る通知を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(3)記載の原処分
に付随する時効消滅に係る通知を取り消し、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第14条の規定による老齢基礎年金の額の加算額(以下「振替加算額」といい、この加算を「振替加算」という。)について、時効により消滅した平成○年○月以前分の支給を求め
るということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、国民年金法(以下「国年法」という。)第26条の規定により老齢基礎年金の支給を受けていた請求人が、その老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明したので、厚生労働大臣に対し国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届(以下「加算事由該当届」という。)を提出したところ、5年の経過により時効消滅している平成○年○月以前分を除いた、同年○月分から支給するものとされたため、これを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求の経過

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、平成○年○月から厚生年金保険法附則第8条の規定による、いわゆる特別支給の老齢厚生年金の支給を受けていたところ、65歳に到達

後の平成○年○月から国年法第26条の規定による老齢基礎年金の支給を受けることとなった。

(2) 請求人は、平成○年○月、年金事務所において、配偶者に係る年金額及び記録の確認を行った際、請求人の受給する老齢基礎年金に振替加算額が加算されていないことが判明したため、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、加算事由該当届を提出した。

(3) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、老齢基礎年金の振替加算の対象者であると認定し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の合計年金額○○○万○○○○円を支給する旨の処分(原処分)をし、これに付随して請求人に対し、「平成○年○月以前の年金は、時効消滅によりお支払いはありません。」との通知(以下「本件通知」という。)をした。

(4) 請求人は、本件通知を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 60年改正法附則第14条第1項は、大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者が、65歳に達した日において、老齢厚生年金(その額の計算の基礎となる月数が240月以上であるものに限る。)の受給権者であるその者の配偶者によって生計を維持していたときは、その者に係る老齢基礎年金の額は振替加算額を加算した額とすると規定している。同条第2項は、大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者が、65歳に達した以後に、その者の配偶者が老齢厚生年金の受給権者に該当するに至った場合も、その者の配偶者によって生計を維持

していたときは、同様に加算を行うと規定している。上記規定を受けた国民年金法施行規則第17条の3は、振替加算額を受けることができる老齢基礎年金の受給権者は、60年改正法附則第14条第2項の規定に該当するに至ったときは、速やかに加算事由該当届を提出しなければならないと規定している。

- 2 本件の問題点は、請求人について平成〇年〇月以前分の振替加算額の支給を認めることができるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件の場合、請求人がその老齢基礎年金に振替加算額を加算した同年金の支給を受ける権利を取得したのは、請求人が65歳に達した日の属する月である平成〇年〇月であるが、請求人が遡及して加算処理を行う必要から提出を求められた加算事由該当届を提出したのは、平成〇年〇月〇日である。

国年法第102条第1項は、年金給付を受ける権利は、その支給事由を生じた日から、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を規定している。したがって、本件において請求人に振替加算額の受給権が発生したのは平成〇年〇月であるが、請求人がその支給を請求したのは同月から5年以上経過した後の平成〇年〇月であるから、本件に係る振替加算額について上記の国年法の規定をそのまま適用すると、振替加算額の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者はこのような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期日ごとに発生する年金給付の支給を受ける権利については、会計法の上記規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、上記のように振替加算額のうち、平成〇年〇月以

降分についてのみこれを支給するとしたものと認められる。

- 2 請求人は、振替加算額が支給されなかった原因は、当時の社会保険事務所の担当職員の説明不足であり、事務処理の誤りである旨を主張するので検討する。

本件記録によれば、次の事実が認められる。

(略)

- 3 上記事実関係によれば、請求人の老齢基礎年金については、請求人が65歳に達した平成〇年〇月の翌月から振替加算がされるべきであったが、本件請求書の生計維持証明欄の収入関係欄の記載が、「請求人」と「配偶者」とを混同した誤解によることに本件社会保険事務所の担当者が気付かず、一旦は、正しく配状欄に振替加算をすべきものとして「11」と記載しながら、「00」と訂正してしまった結果、振替加算がされないまま推移したものと認められる。

しかしながら、本件請求書には不動産文字で「社会保険事務所等の確認事項」として「加算額または加給年金額対象者」が記載されていることに照らすと、年金事務所の担当者は、本件のような請求については、一般的な事務処理として、振替加算額又は加給年金額対象者に係る事項との整合性を確認することが手続上義務付けられていたものと認められる。

請求人は、本件請求書提出当時、その標準報酬月額からして、上記収入関係欄の①に記載すべきではなく、②において「はい」を選択すべきであったのを誤ったものであるが、質問の形式からみてありがちな誤解といえ（a 信用金庫の担当者も誤解していたものと推認される。）、本件社会保険事務所では、Aに請求人を対象者とする加給年金額が支給されていることを把握しており（「配状」欄には、訂正前は正しく「11」と記載されていた。）、他方、本件請求書には、Aが請求人によって生計を維持していると回答しつつ、Aが年収850万円以上であることを所得証明書をもって証明するなど一

見して不自然な回答がされていたのであるから、事務担当者においてその回答の正確性に疑問をもってしかるべきであり（上記回答を前提としても、Aに対する加給年金額の加算対象者適格性が問題となる。）、請求人に所得額を確認しさえすれば、上記回答が請求人の誤解に基づくことは容易に判明したはずである。

以上の事情の下では、本件社会保険事務所の担当者は、本件請求書の収入関係欄の回答の正確性を確認すべき義務があり、これを的確に確認していれば、請求人は振替加算額に係る権利を時効により失うことにはならなかったといえ、こうした事情に照らせば、保険者が時効を理由にその支給を拒むことは許されないとすべきである。

国民年金法施行規則第17条の3が加算事由該当届を提出すべき義務を規定していることは、上記の認定判断を妨げるものではない。

なお、本件通知については、処分性を否定する考え方もあるが、本件の事案に鑑みると、請求人において別途給付訴訟を提起すべきものとして救済を拒むのは相当でない。

- 4 以上によれば、原処分が付随する本件通知は著しく不当といわざるを得ず、本件再審査請求は理由があるから容認することとし、主文のとおり裁決する。